



## SB 30、AWGハイライト

2009年6月5日 金曜日

AWG-LCAでは、午前には非公式 プレナリーが開催された。また、AWG-KP、AWG-LCA、SBI、SBSTAでは、終日、様々なコンタクトグループや非公式協議が行われた。

### AWG-LCA 非公式プレナリー

**資金問題:** 議長の交渉テキスト草案(FCCC/AWGLCA/2009/8)の中の資金問題に関する章について締約国が所感を述べた。いくつかの先進国と途上国が、資金問題はコペンハーゲンでの合意に向けて重要であり、資金の拡充が必要だと強調した。

フィリピンは、G-77/中国の立場から、かれらの提案が文脈を無視して取り上げられ、その他の諸提案と同一視されているとの懸念を表明し、同グループとしては明確化した文書と代替テキストを提出する意思があると述べた。また、同テキストには、資金調達上の課題の大きさに対する記述が不十分であり、衡平性や“共通するが差異ある責任”、国家および需要主導型の金融といった具体的な原則が盛り込まれていないと強調した。また、適応への融資とアクセスの簡略化が必要だと強調した。提案内容としては、特に、「援助効果向上に関するパリ宣言」への言及を削除し、“公共部門が主要な資金源となる”と記載する方が良いと述べ、資金供給は“既存のODAに加えて”行うという内容を反映するテキスト案を支持した。その上で、協調融資を連想させる文言への懸念を示し、制度上の調整が重要だと強調した。

バルバドスは、AOSISの立場から、脆弱な途上国への言及はBAPと一貫性をもたせるべきであると述べた。また、利用可能な資金と必要な資金との間のギャップを埋めるよう先進国からの“確固たるコミットメント”を要請、追加的で予測可能な新たな資金源を求めた。また、付帯条件なしで直接、簡単にアクセスできるようにする必要があると指摘し、多様な資金源が必要であるとも述べた。さらに、排出枠(アローワンス)のオークション制度、ならびに収益の一部(share of proceeds)の適用拡大・増大案について、後者の問題をAWG-KPの下で取り上げるべきだと言及しつつ、支持を表明した。また、条約の適応基金が必要であると指摘した。

シエラレオネは、LDCsの立場から、プロセスの迅速化と、ODAの枠外の資金供給の“規模拡大”が必要であると強調し、LDCsに関連した協調融資に関する諸提案に反対の意を示した。南アフリカは、アフリカ・グループの立場から、透明性、“ラーニング・バイ・ドゥーイング”、評価済みの寄付金を通じた資金供給の拡充の必要性を強調した。また、衡平なガバナンス体制；緩和に対する官民の投資；スタンド・アロン型の適応活動向けの資金供給について、支持を表明した。課徴金については、受け入れられないとし、資金メカニズムはCOPの監督下に置くべきであると述べた。

米国は、テキストを一本化し、資金動員のために全締約国による共通の行動を盛り込むことを提案した。ニュージーランドは、テキストのその他の分野とのリンケージを疑問視し、資金に関する全ての条項を1章にまとめることが有用であると述べた。EUは、議論の分断化を回避する必要性と、支援を伴った活動との関連づけの必要性について強調し、テキストを長期的に変化していくニーズへの対応を確実に許容するような内容にする必要があると指摘した。

途上国の数カ国が、適応への融資と緩和への融資を区別することを要請した。また、多くの途上国が、民間部門と炭素市場が補完的な役割を果たさなければならないとし、公共融資の必要性について強調した。

EUは、炭素市場の役割に関するテキストを強化するよう求めた。米国は、公共部門の資金援助は不十分になりがちであるという現状を認識するよう求め、どのようにガバナンスが民間資金へのアクセスを改善しうるか ということを検討するよう示唆した。また、民間投資の促進、国内能力の強化、低炭素関連の投資のための機会均等に対する政策についての記載を挿入することを提案した。

ニュージーランドは、官民の資金拠出の役割について強調し、排出削減を実現する上で炭素市場が果たしうる潜在的な役割を主張した。トルコは、公的な資金拠出に加えて、民間部門の資金を動員する必要があると指摘。スイスは、民間資金を引き込む上で公的資金が果たす触媒的な役割と費用対効果の原則について強調した。また、十分かつ予測可能な資金源を創出するためのCO<sub>2</sub>課税の役割について強調した。さらに、ニュージーランド、パキスタン、ロシアからの支持を受け、テキストの中で資金 (funds) という語が増殖しているとして、懸念を示した。スイス、日本は、既存のファンド拡充案を支持した。メキシコは、様々な専門分野別の基金よりも多目的に使える単一基金案を支持した。コロンビアは、基金の数を増やすことが必ずしも資金源の増大にはつながらないと述べた。

EUは、こうした機能をどこが遂行するのかと議論する前に、機能についての議論に集中することを提案した。オーストラリアは、民間部門からの資金の流れを促進するための制度的な取り決めを実施可能にする必要があると指摘し、具体的なメカニズムに焦点を当てる前に原理原則や基準について議論の方がよいとの考えを示した。日本は、途上国の自助努力や、LDCsやSIDSを含めた最も脆弱国々のニーズへの対応の緊急性の認識についての見解を述べ、原則論についての議論に入る前に、資金メカニズムを担保するテキストを整理し直すことを要請した。

ウガンダは、気候変動はLDCsやSIDSの存続を脅かす“大量破壊兵器”であるとし、“全く同じことの繰り返しで”、新たな追加的で予測可能な資金源を要求することは合理的で妥当なことであると強調した。また、民間部門の融資は予測できないとし、タンザニア等の国々とともに、先進国が公的資金を使って迅速に現下の経済危機への対応を行ってきたことを思い起こさせた。タンザニアは、LDCsは民間部門からの融資をせがむことはできないと強調した。ガンビアは、同国でNAPAプロジェクトが1件も実施されていないことを指摘しつつ、民間部門を引き込もうとする様々な試みは失敗していると述べ、キャパシティビルディングとMRVを受けた融資を要請した。

ノルウェーは、適応や技術移転を含め、多様なニーズのための基金づくりの手段としてアローワンスのオークション制度があると述べ、特定されたニーズに基づき、オークションの対象とするアローワンスの量を決定するよう提案した。ツバルは、5つの窓口(緩和; REDD; 適応; 保険; 技術)を備えた多国間気候変動基金の設立を求め、各部門に諮問パネルを設置するよう提案した。また、AWG-LCAの下で、国際運輸税や市場メカニズムの収益の一部(SOP)の徴収など、多種多様な資金源や革新的な資金調達方法が必要であると強調した。インドは、条約の下で収益の一部の徴収に関して議論することに反対を唱えた。中国も、3-5%に収益の一部(SOP)を引き上げる案については高すぎだと反対した。また、中国は、国際運輸税についても反対を唱え、グリーン基金または世界気候変動基金に関するオプションを削除するよう提案した。

アルゼンチンは、COPに報告を行う執行部の下に、適応と緩和のための基金を個別に設立する案を支持し、先進国全体のGDP比で評価し、十分に安定的かつ予測可能な資金源をつくるよう要請した。また、途上国がどちらの資金源にしたいか選択できるようになれば、緩和基金は市場メカニズムによって補完されうると述べた。カナダは、機能や原則の議論を通じて制度的な取り決めを導き出すべきであるとし、最貧国や最も脆弱な人々のニーズを満たすことに専念する必要があると強調した。ベラルーシは、テキストに経済移行国に関する文言を入れるよう求め、トルコは締約国の役割を明言する案を支持した。

パキスタンは、歴史的責任に関する技術的なブリーフィングについて強調した。ロシアは、条約とBAPに“歴史的責任”が欠如していると指摘し、機能的なアプローチを用いるように締約国に呼びかけ、気候レジームに新原則を導入することには消極的な姿勢を見せた。中国は、基本理念の下に「共通するが差異ある責任」の原則を追加するという案を支持する一方で、「汚染者負担の原則」という言及を削除することを提案した。また、先進国の資金面の約束を弱めているテキストの部分を浮き彫りにした。サウジアラビアとシンガポールが条約と整合性ある文言を求め、ボリビアが条約とBAPを弱めないようにする必要があると強調、コロンビアが条約の完全性を維持しなければならないと述べた。

インドは、条約に基づき附属書II締約国の約束をテキストに反映させるよう要請し、資金メカニズムは複数の資金源の混成にするよりは公的資金で構成すべきだと強調した。また、コロンビアとともに、コスト全額、増分コスト全額の充当に関する文言を強調した。

バングラデシュは、適応のニーズへの融資基準の明確な定義を盛り込むよう要請した。インドネシアは、予測可能性、効率性、実効性、妥当性を資金メカニズムの基本とすること、ならびに資金配分の公正さとバランスが重要であると強調した。また、附属書I国に対しては、途上国のコスト全額と増分コスト全額の充当のための条約の下での約束を督促した。

メキシコは、“グリーン基金”提案を支持した。分担金の規模については人口・排出量・支払い能力を基礎とすべきであるとし、各国政府は民間部門とは対照的に最大限の貢献をしなければならないと述べた。また、最も脆弱な国々のニーズの検討を求めた。

コロンビアは、国民総生産（GNP）の2%で評価した分担金案が良いと主張し、適応費用の金額の明示を求めるとともに、締約国の約束が民間部門へと移管されることには懸念を示した。

ガーナは、複数のファンド窓口を備えた新たな一本の資金メカニズムを構築するよう呼びかけた。また、アフリカ、LDCs、SIDSに対して特別に配慮するよう求め、EGTT報告書(FCCC/SB/2009/2)が技術のための融資に関するオプションについて記載していると述べた。インドは、COPへの説明責任を有する理事会または執行機関案を支持した。

ウガンダは、地域や関係団体からの代表を参加させた透明で民主的なガバナンスをもつ“最小限の効果的なメカニズム”を求めた。アラブ首長国連邦（UAE）は、すべての締約国が衡平かつバランスよく参加するCOPの下での透明性あるガバナンス制度を求めた。エクアドルは、資金および技術移転の透明性ある実施を確保するための基準の必要性を指摘し、COPの下で多国間ファンドを設置する案を支持した。

G-77/中国およびAOSISは、遵守に関するテキストを強化するための提案を行うと述べた。日本は、遵守については、資金問題の議題項目の下だけではなく、もっと広い文脈で議論すべきであり、内容や最終結果の形式について合意がなされた後で議論すべきであると述べた。

### コンタクトグループおよび非公式折衝

**附属書 I 国の排出削減 (AWG-KP):**コンタクトグループでは、2020年までに1990年比で附属書 I 国全体の排出量を45%削減するという、AOSISの立場から行ったミクロネシア等の国々の提案について、議論が行われた。AOSISは、同グループの提案は、非附属書I国のビジネス・アズ・ユージュアル(BAU)からの大幅な乖離と森林減少レベルの大幅低下を盛り込んだものであると明言した。また、この提案は、世界の温度上昇幅を2°C以内、究極的には1.5°C以下に抑制するという目標に駆り立てられて作成したものであり、2°Cを超える可能性は25%未満であると述べた。

発言に対する質問を受けて、AOSISは、同グループのマンデートを超えていると強調しながら、非附属書 I 国の貢献の数値を提供することを拒否した。また、この提案は、IPCC AR4の中の25-40%の幅から得ており、オフセットについては記載していないが、コスト分析では既存の世界炭素市場の存続が想定されていると説明した。イランは、COP及びAWG-KPのマンデートは附属書 I 締約国の 数値目標について合意することであると強調しながら、条約の下で問題について議論することに対して懸念を表明した。また、条約及び議定書の関連条項ならびにCOP/MOP及びAWG-KPの関連条項をとりまとめるよう事務局に提案した。

“X%” の削減という議長テキストからの提案に対して議論が引き続き行われた。カナダは、それはAWG-KPの議論に一部の附属書 I 国が入っていないという事実を反映させるという考え方であり、AWG-KPとAWG-LCAとの調整をとりまく不確定性は、6ヶ月ルールに則り締約国に連絡すべき数値幅をテキストの中に残すことを求めていると述べた。日本は、世界の排出量の40%という数値は議定書の締約国以外から出されているものであり、そうした国々の参加なくして数値目標の設定は困難であると強調した。また、数値幅に関するその他の提案が議定書の非締約国について検討しているのかどうかとの疑問を投げかけた。EU、ノルウェー、オーストラリア等は、かれらの提案がすべての先進国にあてはまるものだと述べ、AOSIS、フィリピン、南アフリカは、かれらの数値幅は、議定書の締約国とか非締約国といった区別に関係なく、すべての締約国に係わるものだと明確に述べた。

日本は、新たな議定書のための提案について説明し、すべての主要排出国が参加する必要があると主張、単純な議定書の延長では気候変動の課題に対処しきれないと強調した。また、目標は

2050年までに世界全体の排出量を50%削減する；提案にはいかなる数値も盛り込まれていない；先進国が先導しなければならない；緩和行動を引き受けることによって途上国は貢献すべきである等の見解を示した。ブラジルは、世界全体の目標を検討する際に、附属書I国と非附属書I国の公正なる貢献度を定義するために負担分担の基準を決定しなければならないと指摘し、非附属書I国にとっての最優先課題は持続可能な開発であると条約が規定しているのだと強調した。インドは、“主要な途上国”及び“主要排出国”といった言葉の使い方を疑問視し、条約の義務履行のため途上国が被る増分費用の全額を充当するため先進国が資金を提供するという条約の条項を引き合いに出しながら、何を根拠に途上国の参加が期待されるのだと疑義を投げかけた。今後とも議論は継続する。

**その他の問題 (AWG-KP):** 締約国の非公式協議の中で、確実にさまざまな提案を適切に反映させるよう、温室効果ガス・セクター・排出源;共通算定方式; その他の方法論に関する問題; “その他の問題”に関するテキスト(FCCC/KP/AWG/2009/8)の項目に関する検討が行われた。特権と免責事項に関する問題についてはSBIの下で議論を行い、簡素化手続きに関する問題については法律問題に関するAWG-KPコンタクトグループの中で議論を行うということで合意が得られた。

午後からはLULUCFのスピノフ・グループの非公式会合が行われた。特に、議論となったのは、共同議長ノンペーパーの中に一文を盛り込むべく、湿地管理について定義する文章に関するものだった。メタンやCO<sub>2</sub>以外の排出量の算定能力に対する見解の違いを反映させて、「湿地あるいは泥炭地（PEATLAND）の管理」と言及すべきか、定義の中で炭素貯留の変化や温室効果ガスの排出量・除去量についてもっと大まかに言及すべきか等、見解は分かれた。

コンタクトグループでは、確実にノンペーパーに諸提案を適切に反映させることを目指して、伐採木材製品(HWP) と非永続性についても手短かに議論が行われた。火曜日の非公式協議向けの新たなノンペーパーに盛り込めるよう、関係国は、自然撓乱や棒グラフ計算方式、HWPについて非公式な協議を行い、月曜までに共同議長に意見を伝えるよう勧められた。

**成果文書の法的形式 (AWG-LCA):** AWG-LCAでの成果文書の法的形式をどうするか、非公式ベースの議論が続けられた。数カ国の政府代表が、法的形式に関する議論は時期尚早であり、COP 15まで議論を先延ばしにすべきだと主張した。形式の議論は機能論の後にするべきであり、すべてのオプションを検討すべきであるとの主張が一部から示された。BAPにある文言はAWG-LCAが法的成果の検討や新たな議定書の交渉を妨げるものなのかどうか、またそれがAWG-LCAの成果をCOP決議とすることを制限すべきかどうかという問題について、締約国から様々な見解が出さ

れた。

また、交換可能性や手続き上の問題なども含め、議定書に関する提案についても話し合いが行われた。COP 15の暫定議題のうち、“提案された議定書の検討”に関する項目の下に、議定書案を入れるということが留意された。数ヶ国の政府代表が、議定書の提案とAWG-LCAの下で検討中の交渉テキストとの関連性について疑義を投げかけた。交渉テキストの検討は、AWG-LCAの別のプロセスで行われることが明らかになった。

法的形式に関する議論は、今後のAWG-LCA会合でも続けられる予定だ。

**特権と免責事項 (SBI):** コンタクトグループでは、条約条項として明文化されている、特権と免責事項に関する交渉テキストが検討された。

中国は、京都議定書について当該機関やその他の機関で勤める個人々人について参照をつける形で言及することを提案し、ガーナがこの案を支持した。一方、オーストラリアは、議定書への言及を入れることを含め、成果を予断することは時期尚早だとし、この案に反対を唱えた。中国は、コンタクトグループの唯一のマンデートは、議定書の下で構成される機関について討議することだと強調した。議定書への言及は、括弧をつけたままとなった。

通信コードや、国際宅配便、密封バッグ等を含めた、保護された機密の情報連絡手段の使用権について言及している括弧付きのテキストについては、G-77/中国の立場で行われたナイジェリアの発議により、電子的な通信手段を含めるべきかどうかという議論が行われた。電子的な情報連絡法の言及を支持しつつ、南アフリカは“いかなる形式でも”という語句を入れることを代替案として提示した。EUは、1946年の国連特権免除条約の文言をテキストに使用し、電子的な情報連絡についてもカバーすることを主張し、オーストラリアやカナダの支持を得た。また、この条約からの逸脱は、国内管轄事項の解釈問題につながる恐れがあると釘を刺した。国連法務官からは、1946年条約は最も一般的な情報連絡法を網羅するものと解釈されるべきであり、テキストからの逸脱は意図せぬ結果を招くおそれがあるとの助言があった。テキストは括弧付きで残された。改訂版テキストを議長が作成する予定だ。

**条約の下でのキャパシティビルディング(SBI):** コンタクトグループで、SBI結論書草案とCOP決定書草案に関して締約国が意見を交わした。SBI結論書草案については、AWG-LCAの今後の成果に関連して、“新たなキャパシティビルディングのニーズ”と言及すべきかどうか議論が行われた。一部の先進国からは、そうした文言はAWG-LCAの世界を予断するものだと懸念する声があがった。一方、テキストの中で新たに生じているニーズを説明する必要があると一部の途上国が主張した。

Gwage共同議長は、BAPのように、これまでの決定書を契機に特定された、キャパシティビルディングのニーズを取り上げることを提起した。

米国、日本は、これまでの包括的なレビューによって特定された過去のキャパシティビルディングの成功事例について、もっと前向きに言及するテキストを盛り込むという案を支持した。タンザニアは、G-77/中国の立場から、南・南協力への言及に反対し、包括的なレビュープロセスはモニタリングの優良な基盤となり、ギャップの特定を可能にするかもしれないと指摘した。COP決定書に関連して同様の問題点が指摘された。締約国による非公式な協議が行われる予定だ。

**技術移転 (SBSTA/SBI):** 非公式協議では、共同議長のSBSTA結論書草案について、パラグラフごとの詳細な議論が行われた。ほとんどのパラグラフについては合意がなされたが、特に以下の点については結論が出せなかった。すなわち、報告書の完成まで待つべきだとする意見がある中で、パフォーマンス指標に関するEGTTの報告書案 (FCCC/SB/2009/1)を検討または配慮するようAWG-LCAに促すべきかどうか; 一部締約国が、非附属書I国だけがTNAの作成を期待されるとの見方をもっており、ある附属書I国が作成した技術的ニーズ評価 (TNA)への言及を盛り込むべきかどうかという点である。

**REDD (SBSTA):** 非公式協議では、SBSTA結論書草案および共同議長作成のCOP決定書草案について、締約国から全般的なコメントが寄せられた。テキストは現状のまま採用すべきだと示唆し、テキストは満足できる内容だとの所感が数カ国から示された。多くの締約国は、“参照排出レベル”が言及される部分で、すべて“参照除去レベル”という語を追加することを提案した。一部の途上国から、望ましい活動に関する指示的リストを盛り込むよう提案があり、他からは方法論のコストについて言及するよう提案があった。こうした問題についてAWG-LCAではなく、SBSTAで取り上げることを危惧する声もあがった。ある締約国は、先住民の権利に影響する活動の法的な意味合いについて指針を要請するよう提起していた。非公式協議がつづけられる。

**資金問題 (SBI):** 非公式協議では、資金メカニズム第4次レビューとSCCFの評価について、特に、COP決定書草案をどのように進めていくか、コペンハーゲンでの議題に関して進行中の議論と政府間会合に関するコンタクトグループにおいて、SB 31へと延期または整理する可能性について触れつつ、討議が行われた。一部の締約国は、SCCF評価をSB 32まで持ち越すことを提案した。

第4次レビューについては、一部の政府代表がレビューで過去をふりかえることを提案。一方、AWG-LCAの中で作業が重複しないよう将来を見越したレビューを提唱する声もあった。また、決定書草案に盛り込む可能性がある、いくつかの要素が議論された。

また、GEF第4回包括実績調査に関する中間報告のハイライトが紹介され、GEF資金の妥当性に関する問題や、同グループがどの程度の志をもつのが適切かという問題が討議された。非公式協議がつづけられる。

**政府間会合 (SBI):** 非公式協議では、政府間会合に向けた調整に関する結論書草案について討議され、COP 15、COP/MOP 5及び将来の会合のための暫定議題が検討された。週半ば始まりの週半ば終わりという家族持ちに優しい会期日程を組んで欲しいとの要望が出された。

両AWGの作業については、1) COP 15及びCOP/MOP 5の開催までに完了させ、開会プレナリーまでに結果を報告する; 2) コペンハーゲンでもAWGの作業を続けつつ、COP及びCOP/MOPの最初に進捗報告を提出し、閣僚級会合に間に合わせる形で最終報告を出すという2つの選択肢が検討された。この2つの選択肢の間で見解が分かれ、数カ国は両AWGが閉会プレナリーまでに最終報告を提出するという第2の選択肢を提出するという修正案を支持した。

SBのスケジュールについては、コペンハーゲンで開催するのが良いが、3日に会期を抑えるという案を数カ国が希望した。また、閣僚級会合は3-4日にすべきかどうかという問題についても、締約国からさまざまな意見が出された。

共同議長が検討用の結論書草案を作成する予定となっている。

## 廊下にて

また忙しい1日が終わった。この5日間、朝から3時間に及ぶAWG-LCAプレナリーに連日出席していた政府代表など、多くの参加者の顔に疲れの色が見え始めた。「ようやく実質的な討議に入って、2つの重要な章は何とか切り抜けられたが、まだまだ進展は遅い。」 さらに言葉を続け、「しかし、ここボンに於いて第2回査読会をやり遂げるというゴールを今も目指しているならば、2週目の激しい討議に向けて、気持ちを引き締めていかねばならない。」と、ある参加者が語った。

AWG-LCAの成果文書の法的形式に関する2回目の非公式協議でも、手に負えないような見解が続出したことについては大方の予想通りだったようだ。とはいえ、幅広い見解を反映させるべく、5回目の議定書案提出を計画しているという某途上国の発表には、廊下が騒然とした状態になり、一部の途上国代表団の間ではちょっとした騒ぎになっていた。ある交渉官が「一体どこからそんな話が出たんだ?」と叫びながら連絡会議の場を出てくると、「きっと、コペンハーゲンで法的拘束力をもつ包括合意を阻もうという目論見だろう」と返す、ベテラン交渉官。

AWG-KPでは、少なくとも一定の進歩は見られるとして、比較的楽観的な見方を示す参加者も

いた。その一方で、議論の内容は濃くなってきている、交渉の二極化現象は相変わらずだとの見方もあった。土曜に予定されている、一方的な附属書 I 国からの誓約をベースにした全体的な排出削減量の算定に関する新ペーパーは、そうしたムードに影響を与えるものとなるだろうか。午前の排出削減の会合後には、「さまざまな基準年や仮説が同じ言葉に翻訳されようとするとき、果たしてどんな数字がお目見えするのか、確認できるというのは悪くない」という感想も聞くことができた。

“その他の問題”グループのAWG-KP交渉官らも、“この先”を見つめている。ここ数日はテキストを走り読みして提案すべてを確実に盛り込めるよう腐心していたが、これからは実質的な話をスタートさせて選択肢を絞っていききたいという希望も聞かれた。「エキサイティングな仕事ではないけれど、それはやらなければならない事。」と、ある参加者。「基礎工事が手抜きだったら、いずれ家屋は崩壊してしまうものだから。」

交渉の議場を離れ、従来の溝を埋めようとする試みと、場外バトルをしてみようという企画が見られた。事務局やNGO、先進国と途上国の政府代表で構成されたメンバーで、夕方からサッカーのチーム対抗試合が行われ、“世界の面々”が戦った。「このイベントひとつ見ても、先進国と途上国が同じチームでプレーできるということは分かるよね。」ゲーム前に写生をしていた、ある政府代表がにやりと笑った。

GISPRI 仮訳

---

This issue of the Earth Negotiations Bulletin c <enb@iisd.org> is written and edited by Tomilola “Tomi” Akanle, Asheline Appleton, Douglas Bushey, Kati Kulovesi, Ph.D., Leila Mead, and Anna Schulz. The Digital Editor is Tallash Kantai. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James “Kimo” Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the Bulletin are the United Kingdom (through the Department for International Development : DFID), the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the Netherlands Ministry of Foreign Affairs, the European Commission (DG-ENV), and the Italian Ministry for the Environment, Land and Sea. General Support for the Bulletin during 2009 is provided by the Norwegian Ministry of Foreign Affairs, the Government of Australia, the Austrian Federal Ministry of Agriculture, Forestry, Environment and Water Management, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies – IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute – GISPRI), the Government of Iceland, and the United Nations Environment Programme (UNEP). The opinions expressed in the Bulletin are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the Bulletin may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the Bulletin, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11A, New York, New York 10022, United States of America. The ENB Team at the Bonn Climate Change Talks – June 2009 can be contacted by e-mail at <kati@iisd.org>.